

福島県子どもを虐待から守る条例 新旧対照表

新	旧
<p>第一条から第十条まで 「略」</p> <p>第十一条 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。</p> <p>二 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子ども家庭センター（児童福祉法第十条の二第一項の子ども家庭センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>三から六まで 「略」</p> <p>第十二条から第二十七条まで 「略」</p> <p>附則</p> <p>一 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>二 この条例の施行の日以後において、児童福祉法第十条の二第一項の子ども家庭センターを設置していない市町村に対するこの条例による改正後の第十一条第二項の適用については、同項中「子ども家庭センター（児童福祉法第十条の二第一項の子ども家庭センター」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第四条による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センター」として設置された施設」とする。</p>	<p>第一条から第十条まで 「略」</p> <p>第十一条 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。</p> <p>二 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>三から六まで 「略」</p> <p>第十二条から第二十七条まで 「略」</p>